

平成29年度国の施策並びに
予算に関する提案・要望
(社会保障関係)

平成28年7月29日

全 国 知 事 会

【社会保障関係】

地域において住民が安心して暮らすことができるよう、国と地方が一体となって社会保障サービスを提供し、支えていることを踏まえ、それぞれの適切な役割分担の下で、互いに協力し持続可能な社会保障制度を確立していくことは、国が進める「一億総活躍社会」の実現にもつながるものである。

国においては、責任ある立場を強く自覚し、現実には生じる深刻な課題への対応を地方に転嫁することなく、地方の意見を十分に尊重し、真に住民への責任を果たし得るよう、次の事項について適切に対処するよう要望する。

なお、消費税率の10%への引上げが平成31年10月まで延期されることとなったが、社会保障の充実・安定化に向けて必要な財源措置を確実に講じるよう、併せて要望する。

1 超高齢社会への対応について

(1) 地域包括ケアシステムの構築等

高齢者の住み慣れた地域での生活を支える地域包括ケアシステムの構築に当たっては、医療・介護等関係機関の連携促進のための更なる支援策とともに、システムの中核を担う医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成の推進が必要である。地域の実情に応じた基盤整備が進められるよう、地域医療介護総合確保基金の財源確保や年度当初の内示等、必要な支援措置を講じること。

また、全国一律の予防給付を地域支援事業に移行し、多様化する「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」については、すべての市町村において平成29年4月までに実施することとされているが、市町村の実情等を踏まえ、人材や受け皿の確保、生活支援サービス等を担うNPO等の参入促進のための支援策を充実すること。

併せて、次期介護保険事業支援計画と保健医療計画との整合性の確保に向けて、早期に具体的な指針を提示するなど、適切な支援等を講じること。

(2) 介護人材の確保

介護現場では、現在でも介護人材の確保に困難を極めているが、今後より一層、労働力人口が減少していく中で、さらなる在宅・施設サービス等の整備の加速化に対応すべく、安定的に介護人材を確保していくため、介護職員の処遇改善などの抜本的な対策に早急に取り組むこと。

また、介護職への理解促進とイメージアップの推進による社会的評価の向上、多様な人材（外国人を含む）の確保対策やキャリアパスの確立などにより、介護サービスの質と量の確保に向けた施策を強力的に推進すること。

(3) 介護保険制度の改善

平成28年2月から介護保険制度の見直しに係る検討が開始されたが、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、適切な介護報酬の設定や保険料と国・地方の負担の在り方を含め、必要な制度の改善を図ること。

また、制度の改正に際しては、現場で混乱が生ずることがないように、ガイドラインの提示等により、速やかに情報提供すること。

2 少子化対策について

結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援により、次世代を担う子ども達が健やかに生まれ育つことができるよう、子ども・子育て支援施策等の更なる充実・強化を図ること。

また、多子世帯やひとり親世帯等に配慮し、所得制限の緩和など段階的な幼児教育・保育の無償化の実現に向けた保育料軽減措置の拡充、多子世帯に有利な税制等の構築などにより、経済的負担の軽減を図ること。

特に、保育を支える保育士不足は深刻であることから、人材の養成や再就職支援、処遇改善に向けて実効ある施策を直ちに行うとともに、保育士不足やその他保育に係る課題は地域ごとに異なることから、それぞれの実情に応じて活用できる財政支援策を講じること。

さらに、少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることに鑑み、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を早急に廃止するとともに、国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

3 障害者施策について

改正障害者総合支援法の平成30年度からの円滑な施行に向け、具体的な制度設計に当たっては、地方自治体と十分に協議するとともに、障害者や支援者、事業者に混乱が生じないように、準備期間を確保すること。併せて、国の責任において、社会福祉施設等整備事業、地域生活支援事業、精神障害者の地域生活を支える精神科救急医療体制整備等必要な財源を確保すること。

また、障害者差別解消法の円滑な運用のため、国民や事業者に対する丁寧な周知啓発を行うとともに、地方における合理的な配慮の提供等に必要な支援を行うこと。併せて、障害者に対する多様なコミュニケーション支援の充実のための法整備を図ること。

4 貧困対策について

平成29年度の次期生活保護制度の在り方等の見直しに当たっては、生活困窮者自立支援法と合わせ、十分な時間的余裕をもって地方と協議し、地方の意見を十分に踏まえ、最後のセーフティネットとしての機能が十分に発揮されるものとする。

なお、その際には、生活保護費の国庫負担率（国4分の3）を含めた国と地方の役割分担を最低限堅持し、真に保護が必要な人が適切に受給できる制度整備及び就労可能な生活保護受給者の自立を助長できる制度整備を一層促進すること。

また、生活困窮者対策は、生活保護制度と一体となって効果的に運用されるべきものであることから、実施状況を踏まえて国庫補助率の引上げを検討するなど、生活保護に至る前の段階の全国一律のセーフティネットとして、真に実効ある制度と

すること。

5 厳しい環境にある子どもたちへの支援について

昨年12月に「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」がまとめられたが、ひとり親家庭の就労形態の転換促進や児童福祉施設等の子どもたちの自立支援の充実等、特に厳しい環境におかれた子どもたちへの支援等の抜本強化を図るとともに、財政措置を講じること。

特に、生活困窮世帯の子どもたちに対する学習支援については、「貧困の連鎖」を断ち切る取組として重要であることから、国庫補助の事業費上限額の撤廃と国庫補助率の引き上げを図るなど必要な支援を行うこと。

また、児童福祉法等が改正され、児童相談所等の体制強化が図られることになったが、詳細な制度設計に当たっては、施行に当たり地方に混乱が生じないように、地方と十分協議をすること。併せて、専門職の配置義務や職員の専門性の向上のため、国の責任において人材の育成・確保を図るとともに、財政的支援策を講ずること。

6 地域福祉の推進について

昨年9月に策定した「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の実現に向けて、様々な課題を抱える地域の要援護者に対し、行政だけではなく、住民組織、民生委員・児童委員、NPO、医療・介護関係者等、様々な地域資源との連携による見守り・支え合い体制の構築を推進するため、十分な財源を継続的に確保すること。

また、本来、国の役割である矯正施設退所予定者及び退所者等の社会復帰等を支援する地域生活定着促進事業についても、着実な施策の運営が確保されるよう国の責任において十分な財政措置を講じること。

さらに、社会福祉法人制度改革については、改正社会福祉法の平成29年度からの円滑な施行に向け、地方自治体及び社会福祉法人の意見を十分に聴取し、政省令及びガイドラインを早期に示すとともに、社会福祉法人が本来の使命である社会福祉事業を将来にわたって安定的に経営をしていくことができるよう、十分な配慮を行うこと。

7 自殺対策の推進について

本年4月から、改正自殺対策基本法が施行され、すべての地方自治体に自殺対策計画の策定が義務づけられたが、各地方自治体が円滑かつ早期に計画を策定するため、自殺総合対策大綱の見直しや計画策定ガイドラインの作成を早期に進めるとともに、作成に当たっては各地方自治体の意向を踏まえること。また、各地方自治体が地域の状況に応じた施策を実施するため、必要かつ十分な財源措置をはじめとする総合的な支援策を講じること。

8 地域医療体制の整備について

(1) 地域の医療提供体制の維持・確保

都道府県は地域医療構想を策定し、平成37年に向けて病床機能の分化・連携を円滑に進めていく必要があるが、一方で、高度急性期から慢性期及び在宅医療等に至るまで、それぞれの医療機関等が十分に機能し、患者がどの地域に住んでいても必要な時に必要な医療が受けられるような医療提供体制の確保が求められている。

地域の医療提供体制の維持・確保には、地域医療介護総合確保基金や医療提供体制推進事業費補助金等が重要な役割を果たしていることから、将来にわたり必要な財源を確保するとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度に見直すこと。

また、自治体病院等については、へき地医療など地域において重要な役割を果たしているその使命に鑑み、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の効率化や医療体制の整備について、実態を踏まえ必要な支援策の充実を図ること。

さらに、社会保険診療に係る消費税の取扱いについては、患者負担の増加や医療機関の経営実態等を十分に考慮した上で、地域医療体制確保の観点から適切に対応すること。

(2) 医療人材の確保

地域及び診療科における医師偏在や全国的に深刻な状況に陥っている医師不足の抜本的改善を図るため、地域及び診療科における必要な医師数を明確にした上で、医師養成の在り方等について早急に見直し、医師不足地域における一定期間の診療を義務付けるなど、医師確保対策を強力的に推進すること。

また、医学部の地域枠制度を安定して運営していけるよう、十分な財源措置を講じるとともに、新たな専門医制度により、医師の地域偏在・診療科偏在の拡大を招くことのないよう、国と一般社団法人日本専門医機構の責任において適切な措置を講じること。

さらに、看護師等医療従事者の養成・確保や資質向上に係る環境整備を強力的に推進すること。

9 医療保険制度改革の推進について

(1) 医療保険制度の安定的運営

将来にわたって持続可能な医療保険制度の安定的運営を図るため、国の財政責任の下、医療保険制度改革等を着実に行うこと。

国民健康保険制度については、法改正の趣旨を踏まえ、将来にわたる持続可能な制度の確立や国民の保険料負担の平準化等に向けて、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の安定化を図ること。また、消費税増税が再延期されるが、国民健康保険の財政基盤の強化のため、平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定を踏まえた国と地方の「議論のとりまとめ」に沿った財政

支援の拡充等を、国の責任において確実に行うこと。

併せて、子ども、重度心身障害者（児）、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。

また、後期高齢者医療制度については、現行制度を基本とし、必要な改善を加えながら安定的な運営に努めること。なお、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しについては、地方と十分に協議し、低所得者の負担軽減のため適切な措置を講じること。

その上で、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を提示すること。

（２）医療費適正化の推進

第三期医療費適正化計画の策定・推進に当たっては、医療関係者や医療保険者等の理解・協力が得られるよう、国の責任において十分かつ丁寧な説明・調整を行うこと。

併せて、後発医薬品の使用促進に係る環境整備のため、国の責任において、後発医薬品の安定供給や安全性の確保、使用促進策の検討等とともに、広く国民や医師等への理解促進に向けた周知を行うこと。

10 健康づくりの推進について

（１）健康長寿社会の実現

健康長寿社会の実現に向けて、健康寿命の延伸に向けた取組等国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

日本健康会議において採択された「健康なまち・職場づくり宣言2020」を受け、政府において具体的な施策を検討されているが、地方自治体における自発的な取組につながるよう、地方の意見を十分に聞くこと。

（２）疾病対策の推進

難病対策及び小児慢性特定疾病対策における、高額療養費の所得区分の記載に係る取扱いについては、患者の利便性向上及び都道府県の当該事務に要する負担軽減の観点から、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）に基づき、早急に廃止に向けた議論を進めること。

なお、難病患者の社会参加のための施策を充実させるに当たり、福祉・介護サービス等の拡充などによる、総合的・包括的な支援をより一層推進するために必要な財政措置を講じること。

また、がん検診の受診率の向上や効率的・効果的な受診勧奨を実施するため、検診実施者間の情報共有を可能とする体制の整備など具体的な取組を進めること。

1 1 人権の擁護に関する施策の推進について

すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、インターネットを利用した差別表現の流布等、様々な人権にかかわる不当な差別その他の人権侵害事案に対応するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

また、児童・高齢者・障害者等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力等を容認しない社会意識を形成するための教育・啓発の充実に努めるとともに、必要な支援措置を講じること。

さらに、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向けて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、地方自治体が、国との適切な役割分担を踏まえて必要な取組を行うことができるよう、法解釈のガイドラインなど、国としての考え方を示すとともに、同法の趣旨を踏まえ、実効性のある対策を講じること。併せて、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動等の取組を推進するとともに、ヘイトスピーチの解消に向けた地方自治体の取組に必要な財政措置等を講じること。